8F-202 (Rev.5.0)

指定建築材料(コンクリート)性能評価申請要領

一般財団法人　日本建築総合試験所

性能評定課

１． 申請の対象

1. 申請の対象等

本申請要領は、一般財団法人 日本建築総合試験所（以下、「法人」という。）が行う建築基準法第 68 条の 25 第 3 項（建築基準法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく認定に係わる性能評価のうち、「指定建築材料（コンクリート）」の性能評価に適用します。

①建築基準法の法令区分

建築基準法第 37 条第二号

②審査委員会

材料性能評価委員会

2. 申請の分類

建築材料の種類ごとに 1 つの申請が必要です。

1 申請で申請可能な建築材料のバリーエーションについては別途お問い合わせ下さい。

2. 申請から大臣認定までの流れ

①問合せ	**〇事前打合せ、申請受付、手続きに関する問合せ** 事務局：性能評定課 TEL：06（6966）7600(代) ／ FAX：06（6966）7680
②事前打合せ	**事務局と以下の内容について事前に打合せを行ってください。** 評価申請内容 **・提出図書の内容** 本要領をご参照のうえ、詳細は事務局にお問い合わせください。 **・申請における留意事項** 申請に際して、以下の規程類をよくお読みください。 ①本要領 ②性能評価業務約款 ③建築材料の品質性能評価業務方法書
③申請図書の提出 ・受付・契約	**・提出先** 性能評定課 **・提出図書** ①性能評価申請書 ②性能評価用提出図書 **1. 事前検討会におけるヒアリング** 事前検討会で申請内容のヒアリングを行います。開催日時、必要資料については事務局より連絡致します。 事前検討会で、提出図書の内容について確認を行い、不備がないときは申請を受け付けます。不備がある場合は指定する日までに修正をして頂きます。また、事前検討会で指摘された内容とその回答を「性能評価経過報告書」に記録し、事務局に提出して下さい。

	2. 受付 受付後、受諾書及び請求書を発行いたします。受諾書には手数料、業務期日が記載されていますのでご確認下さい。また、請求書に記載された支払期日までに指定の銀行口座に手数料をお振り込みください。
④委員会開催	審査は、「材料性能評価委員会」で行います。原則、材料性能評価委員会にご出席の上、申請内容の説明を行って頂きます。材料性能評価委員会への出席の要否、開催日時、必要資料については事務局より連絡致します。
⑤性能評価書の発行	**1. 性能評価用提出図書（最終版）の整備** 材料性能評価委員会で指摘された内容とその回答を「性能評価経過報告書」に記録し、事務局に提出して下さい。 **2. 性能評価書の発行** 上述の内容を確認したうえで、性能評価書を発行します。
⑥大臣認定申請	性能評価書が発行されましたら、国土交通大臣に構造方法等の認定申請を行います。申請に際しては、別途お送りします「大臣申請について（コンクリート）」をご参照下さい。